

※e-Shien で個人番号を数字で手入力した方

令和7年(2025年)7月7日

高等学校等就学支援金を
受給している生徒とその保護者の方へ

北海道江別高等学校長

高等学校等就学支援金受給に係る収入状況の確認のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けている方は、毎年6月頃に所得情報が更新されるため、これに基づいて収入状況の確認を行います。**すでに個人番号をe-Shienで登録済みの方は、個人番号を利用し確認作業を行うため、基本的に手続不要です。**

ただし、保護者等に変更があった場合や、前年の1月1日現在の課税地から本年の1月1日現在の課税地に変更があった場合は、変更届出が必要ですので、高等学校等就学支援金申請システム(e-Shien)（以下、「システム」という。）により、期日までに届出してください。

また、就学支援金の継続受給を希望しない方は、システムにより、受給権放棄の意向を登録願います。

記

1 届出期日

令和7年(2025年)7月16日(水)

2 届出方法

文部科学省ホームページ「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル③継続届出編、④変更手続編、臨時支援金申請編」を参照してください。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/mushouka/01753.html)

※「収入状況届出」が「不受理」となっている場合は、「保護者等情報変更届出」により届出してください。

3 留意事項

(1) 個人番号により収入状況を確認できない場合は、課税証明書等を提出いただくこととなりますので御了承願います。

(2) **確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、高校生等臨時支援金の対象となりますので、別途、高校生等臨時支援金の申請をしていただくこととなります。**

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※ 支給対象となる生徒等本人が平成21年1月2日から平成21年4月1日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

(3) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、7月分から授業料を納付していただきます。

(4) 確認の結果については、予定では9月以降文書でお知らせする予定です。

(5) 養子縁組等により保護者等の人数に変更があった場合は、事務担当者佐々木(TEL 011-382-2173)までご連絡ください。

(6) そのほか、期日までに届出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務担当者までご連絡ください。